



三重県公報

令和3年12月24日 (金)

第 272 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則13-2 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
人事委・教育委規則			
9	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	3
企業庁管理規程			
14	三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	5
病院事業庁管理規程			
14	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	9
告 示			
753	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	10
754	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
755	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	11
756	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	11
757	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	11
758	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	11
759	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(スポーツ推進課)	12
760	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(ものづくり産業振興課)	12
761	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	12
762	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	12
763	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	13
764	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河 川 課)	13
選 管 告 示			
109	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選挙管理委員会)	15
110	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	15
訓 令			
10	会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	16

公 告

公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 21
公共測量が終了した旨の通知	(同) 21

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨	(保 健 環 境 研 究 所) 21
同件	(病 院 事 業 庁) 27
同件	(同) 30
落札者を決定した旨	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 36 課)
随意契約の相手方を決定した旨	(住 宅 政 策 課) 37

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 11 regarding special leave and Article 13 regarding annual leave calculations.

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

人事委規則
教育委規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>九の二 <u>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>の年における五日（当該通院等が体外受精その他の県委員会が人事委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間</p> <p>十〜三十四 （略）</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第十四条の二 条例第十七条の二第一項に規定する規則で定める機関は、執行機関、議決機関（代議員制によるものに限る。）、監査機関、投票管理機関（<u>地公法</u>第五十三条第三項に規定する規約の作成又は変更、役員の選出その他これらに準ずる重要な行為のための投票を管理するものに限る。）及び諮問機関（特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応じるためのもにに限る。）とする。</p> <p>（休暇の単位及び計算）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、<u>第九号の二</u>、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3〜8 （略）</p> <p>（臨時的に任用する職員の勤務時間及び休暇）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>2 条例第二十条の臨時的に任用する職員の休暇は、<u>労働基準法に定める休暇その他の県委員会が人事委員会と協議して定める休暇とする。</u></p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十〜三十四 （略）</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第十四条の二 条例第十七条の二第一項に規定する規則で定める機関は、執行機関、議決機関（代議員制によるものに限る。）、監査機関、投票管理機関（<u>法</u>第五十三条第三項に規定する規約の作成又は変更、役員の選出その他これらに準ずる重要な行為のための投票を管理するものに限る。）及び諮問機関（特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応じるためのもにに限る。）とする。</p> <p>（休暇の単位及び計算）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第十二条第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号及び第十六号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3〜8 （略）</p> <p>（臨時的に任用する職員の勤務時間及び休暇）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>2 条例第二十条の臨時的に任用する職員の休暇は、<u>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に定める休暇その他の県委員会が人事委員会と協議して定める休暇とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年十二月二十四日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

三重県企業庁管理規程第十四号

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程
 三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和二年三重県企業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																									
<p>(特別休暇)</p> <p>第十一条 会計年度任用職員には別表第五の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第六の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第5（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">事由</th> <th style="width: 40%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の通勤緩和</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不妊治療休暇</td> <td rowspan="2"></td> <td>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）に会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が体外受精その他の不妊治療に係るものである場合</td> </tr> <tr> <td>療に係る通院等（当該通院等において5日（当該通院等に係る通院等にあつては、10日）のため勤務しな（勤務日ごとの勤務時間数が同一であると認められい会計年度任用職員に於ては、その者の勤務時間を考慮し、庁長の定める時間）の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>産前休暇</td> <td></td> <td>6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事由	期間	(略)	(略)	(略)	妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)	不妊治療休暇		一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）に会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が体外受精その他の不妊治療に係るものである場合	療に係る通院等（当該通院等において5日（当該通院等に係る通院等にあつては、10日）のため勤務しな（勤務日ごとの勤務時間数が同一であると認められい会計年度任用職員に於ては、その者の勤務時間を考慮し、庁長の定める時間）の範囲内の期間	産前休暇		6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予	<p>(特別休暇)</p> <p>第十一条 会計年度任用職員には別表第五の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第六の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第5（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">事由</th> <th style="width: 40%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の通勤緩和</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事由	期間	(略)	(略)	(略)	妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)
区分	事由	期間																								
(略)	(略)	(略)																								
妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)																								
不妊治療休暇		一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）に会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が体外受精その他の不妊治療に係るものである場合																								
		療に係る通院等（当該通院等において5日（当該通院等に係る通院等にあつては、10日）のため勤務しな（勤務日ごとの勤務時間数が同一であると認められい会計年度任用職員に於ては、その者の勤務時間を考慮し、庁長の定める時間）の範囲内の期間																								
産前休暇		6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予																								
区分	事由	期間																								
(略)	(略)	(略)																								
妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)																								

	定である女子の 会計年度任用職 員が申し出た場 合				
産後休暇	女子の会計年度 任用職員が出産 した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで の期間（産後 6 週間を 経過した女子の会計年 度任用職員が就業を申 し出した場合において医 師が支障がないと認め た業務に就く期間を除 く。）			
配偶者出産休 暇	会計年度任用職 員（庁長が別に 定める者に限 る。）が配偶者 （届出をしない が事実上婚姻関 係と同様の事情 にある者を含む む。以下同様 じ。）の出産に 伴い勤務しない ことが相当であ ると認められる 場合	庁長が定める期間内に おける 2 日（勤務日ご との勤務時間の時間数 が同一でない会計年度 任用職員にあっては、 その者の勤務時間を考 慮し、庁長の定める時 間）の範囲内の期間			
育児参加休暇	会計年度任用職 員（庁長が別に 定める者に限 る。）の配偶者 が出産する場合 であってその出 産予定日の 6 週 間（多胎妊娠の 場合にあつて は、14 週間）前 の日から当該出 産の日後 8 週間 を経過する日ま での期間にある 場合において、 当該出産に係る 子（服務規程第 7 条の 2 第 1 項に おいて子に含ま れるものとされ る者を含む。以 下同じ。）又は 小学校就学の始	左記期間内における 5 日（勤務日ごとの勤務 時間の時間数が同一で ない会計年度任用職員 にあっては、その者の 勤務時間を考慮し、庁 長の定める時間）の範 囲内の期間			

期に達するまで の子（配偶者の 子を含む。）を 養育する会計年 度任用職員が、 これらの子の養 育のため勤務し ないことが相当 であると認めら れるとき

--	--	--

別表第 6（第 11 条関係）

区分	事由	期間
保育時間	生後 1 年に達しない子を育てる 会計年度任用職員が、その子の 保育のために必要と認められる 授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分 以内の期間（男子の会 計年度任用職員にあつ ては、その子の当該会 計年度任用職員以外の 親（当該子について民 生後 1 年に達しない子を育てる 法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養 子縁組の成立について 家庭裁判所に請求した 者（当該請求に係る家 事審判事件が裁判所に 係属している場合に限 る。）であつて当該子 を現に監護するもの又 は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定 により当該子を委託さ

別表第 6（第 11 条関係）

区分	事由	期間
産前休暇	6 週間（多胎妊娠 の場合にあつて は、14 週間）以 内に出産する予 定である女子の 会計年度任用職 員が申し出た場 合	出産の日までの申し出 た期間
産後休暇	女子の会計年度 任用職員が出産 した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日ま での期間（産後 6 週間を 経過した女子の会計年 度任用職員が就業を申 し出した場合において医 師が支障がないと認め た業務に就く期間を除 く。）
保育時間	生後 1 年に達し ない子（ <u>服務規 程第 7 条の 2 第 1 項において子に 含まれるものと される者を含む。 以下この 項、子の看護の 項、短期介護の 項及び骨髄等ド ナーの項におい て同じ。）を育 てる会計年度任 用職員が、その 子の保育のため に必要と認めら れる授乳等を行 う場合</u>	1 日 2 回それぞれ 30 分 以内の期間（男子の会 計年度任用職員にあつ ては、その子の当該会 計年度任用職員以外の 親（当該子について民 生後 1 年に達しない子を育てる 法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養 子縁組の成立について 家庭裁判所に請求した 者（当該請求に係る家 事審判事件が裁判所に 係属している場合に限 る。）であつて当該子 を現に監護するもの又 は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定 により当該子を委託さ

	<p>れている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>			<p>れている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>子の看護</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限り、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして庁長の定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当で</p>	<p>子の看護</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限り、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして庁長の定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当で</p>	<p>一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>

	あると認められる場合			あると認められる場合	
	次に掲げる者 (ハに掲げる者 にあつては、会 計年度任用職員 と同居している ものに限る。) で負傷、疾病又 は老齢により 2 週間以上の期間 にわたり日常生 活を営むのに支 障があるもの (以下「要介護 者」という。)一 の年度において 5 日の介護その他の (要介護者が 2 人以上 庁長の定める世 話をを行う会計年 度任用職員(庁務 時間の時間数が同一 長が別に定める 員に於ては、その者 が、当該世話を 行うため勤務し ないことが相当 であると認めら れる場合 イ 配偶者、父 母、子及び配 偶者の父母 ロ・ハ (略)	一の年度において 5 日 の介護その他の (要介護者が 2 人以上 庁長の定める世 話をを行う会計年 度任用職員(庁務 時間の時間数が同一 長が別に定める 員に於ては、その者 が、当該世話を 行うため勤務し ないことが相当 範囲内の期間 であると認めら れる場合 イ 配偶者、父 母、子及び配 偶者の父母 ロ・ハ (略)	短期介護	次に掲げる者 (ハに掲げる者 にあつては、会 計年度任用職員 と同居している ものに限る。) で負傷、疾病又 は老齢により 2 週間以上の期間 にわたり日常生 活を営むのに支 障があるもの (以下「要介護 者」という。)一 の年度において 5 日の介護その他の (要介護者が 2 人以上 庁長の定める世 話をを行う会計年 度任用職員(庁務 時間の時間数が同一 長が別に定める 員に於ては、その者 が、当該世話を 行うため勤務し ないことが相当 範囲内の期間 であると認めら れる場合 イ 配偶者(届 出をしないが 事実上婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。以下こ の項において 同じ。)、父 母、子及び配 偶者の父母 ロ・ハ (略)	短期介護
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

りの管理規程は、令和四年一月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をりに公布します。

令和三年十二月二十四日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十四号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p><u>五の二 病院事業職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における五日（当該通院等が体外受精その他の事業庁長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間</u></p> <p>六〜二十三 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第二十三条第四号、<u>第五号の一</u>、第七号、第九号、第十号、第十一号及び第十二号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六〜二十三 (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第二十三条第四号、第七号、第九号、<u>第十号</u>、第十一号及び第十二号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p>

附 則

この管理規程は、令和四年一月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 753 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ヨナハ丘の上病院	桑名市大字蓮花寺字高塚下 1332 番地 3	令和 3 年 11 月 1 日
ヨナハレディースクリニック	桑名市大字和泉イノ割 219 番地	令和 3 年 12 月 1 日
三ツ矢橋歯科ファミリー矯正歯科	桑名市三ツ矢橋 16 番地	令和 3 年 11 月 1 日
かんばら歯科	鈴鹿市神戸 8 丁目 27 番 34 号	令和 3 年 12 月 1 日

三重県告示第 754 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃

止の届出がありました。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ヨナハ総合病院	桑名市和泉8丁目264の3	令和3年10月31日
ヨナハ産婦人科小児科病院	桑名市大字和泉イノ割219番地	令和3年10月31日
谷口耳鼻咽喉科	津市一身田町201	令和3年10月31日
ハロー薬局 桑名店	桑名市大字大福字雀塚472-1	令和3年10月31日

三重県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
足立 賢亮	高虎鍼灸整骨院	三重県津市一身田中野230-7	令和3年11月1日

三重県告示第756号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ヨナハ丘の上病院	桑名市大字蓮花寺字高塚下1332番地3	令和3年11月1日
ヨナハレディースクリニック	桑名市大字和泉イノ割219番地	令和3年12月1日
三ツ矢橋歯科ファミリー矯正歯科	桑名市三ツ矢橋16番地	令和3年11月1日
かんばら歯科	鈴鹿市神戸8丁目27番34号	令和3年12月1日

三重県告示第757号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ヨナハ総合病院	桑名市和泉8丁目264の3	令和3年10月31日
ヨナハ産婦人科小児科病院	桑名市大字和泉イノ割219番地	令和3年10月31日
谷口耳鼻咽喉科	津市一身田町201	令和3年10月31日
ハロー薬局 桑名店	桑名市大字大福字雀塚472-1	令和3年10月31日

三重県告示第758号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
足立 賢亮	高虎鍼灸整骨院	三重県津市一身田中野 230-7	令和3年11月1日

三重県告示第 759 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 10 第 1 項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課に備え置いて縦覧に供します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 都市公園の名称及び位置

(1) 名称

五十鈴公園

(2) 位置

伊勢市宇治館町

2 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 伊勢市長 鈴木 健一

三重県伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

3 管理の内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

4 管理の期間

令和 3 年 12 月 13 日から当該施設の存続する期間

三重県告示第 760 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
東洋工業株式会社	三重県四日市市茂福町 8 番 9 号	令和 3 年 12 月 15 日	令和 4 年 3 月 31 日

三重県告示第 761 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール東員

員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆

2 東員町から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 1 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 762 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町大字三崎 118 番地先から 桑名郡木曾岬町大字中和泉 273 番 2 地先まで	新	11.8~36.4	507.1

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多度東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字鳥取字奥沢 1672 番 6 地先から 員弁郡東員町大字鳥取字奥沢 1672 番 5 地先まで	旧	19.6~37.9	19.9
	新	19.6~43.9	19.9

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市加太北在家字太岡寺 6640 番地先内	旧	10.7~22.7	76.7
	新	12.3~23.2	76.7

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名越長明寺線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市長明寺町字石塚 62 番 1 地先内	旧	11.2~17.6	8.4
	新	11.2~21.3	8.4

三重県告示第 763 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町北檜杖字浪竹 710 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町北檜杖字浪竹 709 番 2 地先まで	令和3年12月24日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町北檜杖字小杉谷 92 番 2 地先から 南牟婁郡紀宝町北檜杖字阪ノ本 61 番 1 地先まで	令和3年12月27日

三重県告示第 764 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び次の建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和3年12月24日

三重県知事 一見勝之

	水系名	河川名	関係図面を備え置く建設事務所
第1	木曽川水系	大山田川、沢北川、山除川、流石川、三砂川、新田川、肱江川、多度川、新堀川、長島川、鍋田川	桑名建設事務所
第2	員弁川水系	嘉例川、弁天川、相場川、三孤子川、養父川、明智川、藤川、戸上川、山神川、牛ヶ谷川、宇賀川、源太川、鎌田川、田切川、二之瀬川、真名川	桑名建設事務所
第3	三滝川水系	金溪川、矢合川	四日市建設事務所
第4	鈴鹿川水系	鎌谷川、足見川	四日市建設事務所
第5	鈴鹿川水系	内部川	四日市建設事務所 鈴鹿建設事務所
第6	鈴鹿川水系	芥川、鈴鹿川、浪瀬川、安楽川、八島川、桜川、加太川	鈴鹿建設事務所
第7	金沢川水系	金沢川、田古知川	鈴鹿建設事務所
第8	堀切川水系	釜屋川	鈴鹿建設事務所
第9	田中川水系	田中川	鈴鹿建設事務所 津建設事務所
第10	志登茂川水系	前田川	鈴鹿建設事務所 津建設事務所
第11	志登茂川水系	毛無川	津建設事務所
第12	安濃川水系	穴倉川	津建設事務所
第13	岩田川水系	三四川	津建設事務所
第14	相川水系	天神川	津建設事務所
第15	三渡川水系	百々川、堀坂川	松阪建設事務所
第16	金剛川水系	真盛川、勢々川	松阪建設事務所
第17	楡田川水系	孫川	松阪建設事務所
第18	楡田川水系	楡田川、蓮川	松阪建設事務所
第19	中川水系	中川	松阪建設事務所
第20	江川水系	江川	伊勢建設事務所
第21	外城田川水系	相合川、有田川	伊勢建設事務所
第22	宮川水系	勢田川、桧尻川、汁谷川、五十鈴川派川、松下川、横輪川、一之瀬川	伊勢建設事務所
第23	宮川水系	宮川上流域	松阪建設事務所 伊勢建設事務所
第24	加茂川水系	鳥羽河内川	志摩建設事務所
第25	磯部川水系	磯部川、池田川、前川、野川、山田川	志摩建設事務所
第26	日出川水系	日出川	志摩建設事務所
第27	前川水系	前川	志摩建設事務所
第28	桧山路川水系	桧山路川	志摩建設事務所
第29	泉川水系	泉川	伊勢建設事務所
第30	五ヶ所川水系	五ヶ所川	伊勢建設事務所
第31	伊勢路川水系	伊勢路川	伊勢建設事務所
第32	河内川水系	河内川	伊勢建設事務所
第33	村山川水系	村山川	伊勢建設事務所
第34	小方川水系	小方川	伊勢建設事務所

第 35	奥川水系	奥川	伊勢建設事務所
第 36	淀川水系	矢谷川、前深瀬川、滝川、名張川、久米川	伊賀建設事務所
第 37	赤羽川水系	三戸川、志子川、田山川	尾鷲建設事務所
第 38	船津川水系	内頭川、往古川、大船川	尾鷲建設事務所
第 39	北川水系	北川	尾鷲建設事務所
第 40	中川水系	中川	尾鷲建設事務所
第 41	矢ノ川水系	矢ノ川	尾鷲建設事務所
第 42	井戸川水系	井戸川	熊野建設事務所
第 43	志原川水系	志原川	熊野建設事務所
第 44	市木川水系	市木川	熊野建設事務所
第 45	尾呂志川水系	尾呂志川、広田川	熊野建設事務所
第 46	井田川水系	井田川	熊野建設事務所
第 47	神内川水系	神内川	熊野建設事務所
第 48	新宮川水系	相野谷川	熊野建設事務所

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 109 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 98 号は、廃止します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 29,619

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 285,115

三重県選挙管理委員会告示第 110 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 99 号は、廃止します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	75,607
四 日 市 市	85,002
伊 勢 市	34,995
松 阪 市	44,389
桑名市・桑名郡	39,893
鈴 鹿 市	53,388
名 張 市	21,677
尾鷲市・北牟婁郡	9,358
亀 山 市	13,187

鳥羽市	5,168
熊野市・南牟婁郡	10,139
いなべ市・員弁郡	19,252
志摩市	14,028
伊賀市	24,070
三重郡	18,159
多気郡	12,896
度会郡	12,438

訓 令

三重県訓令第 10 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(特別休暇)</p> <p>第 11 条 会計年度任用職員には別表第 5 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第 6 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第 5（第 11 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の通勤緩和</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>不妊治療休暇</td> <td>会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が不妊治療に係る通院</td> <td>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事由	期間	(略)	(略)	(略)	妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)	不妊治療休暇	会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が不妊治療に係る通院	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の	<p>(特別休暇)</p> <p>第 11 条 会計年度任用職員には別表第 5 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第 6 の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第 5（第 11 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の通勤緩和</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事由	期間	(略)	(略)	(略)	妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)
区分	事由	期間																				
(略)	(略)	(略)																				
妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)																				
不妊治療休暇	会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が不妊治療に係る通院	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の																				
区分	事由	期間																				
(略)	(略)	(略)																				
妊娠中の通勤緩和	(略)	(略)																				

	等のため勤務し ないことが相当 であると認めら れる場合	総務部長が定める不妊 治療に係るものである 場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤 務時間の時間数が同一 でない会計年度任用職 員にあっては、その者 の勤務時間を考慮し、 総務部長の定める時 間）の範囲内の期間			
産前休暇	6 週間（多胎妊娠 の場合にあって は、14 週間）以 内に出産する予 定である女子の 会計年度任用職 員が申し出た場 合	出産の日までの申し出 た期間			
産後休暇		出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで の期間（産後 6 週間を 経過した女子の会計年 度任用職員が就業を申 し出した場合において医 師が支障がないと認め た業務に就く期間を除 く。）			
配偶者出産休 暇	会計年度任用職 員（総務部長が 別に定める者に 限る。）が配偶 者（届出をしな いが事実上婚姻 関係と同様の事 情にある者を含 む。以下同様 の。）の出産に 伴い勤務しない ことが相当であ ると認められる 場合	総務部長が定める期間 内における 2 日（勤務 日ごとの勤務時間の時 間数が同一でない会計 年度任用職員にあって は、その者の勤務時間 を考慮し、総務部長の 定める時間）の範囲内 の期間			
育児参加休暇	会計年度任用職 員（総務部長が 別に定める者に 限る。）の配偶 者が出産する場 合であってその 出産予定日の 6 週間（多胎妊娠	左記期間内における 5 日（勤務日ごとの勤務 時間の時間数が同一で ない会計年度任用職員 にあっては、その者の 勤務時間を考慮し、総 務部長の定める時間） の範囲内の期間			

<p>の場合にあつては、14 週間)前 の日から当該出 産の日後 8 週間 を経過する日ま での期間にある 場合において、 当該出産に係る 子(勤務時間条 例第 9 条第 1 項 において子に含 まれるものとさ れる者を含む。 以下同じ。)又 は小学校就学の 始期に達するま での子(配偶者 の子を含む。) を養育する会計 年度任用職員 が、これらの子 の養育のため勤 務しないことが 相当であると認 められるとき</p>

--	--	--

別表第 6 (第 11 条関係)

区分	事由	期間
産前休暇		
産後休暇		
保育時間	生後 1 年に達しない子を育てる 会計年度任用職員が、その子の 保育のために必	1 日 2 回それぞれ 30 分 以内の期間(男子の会 計年度任用職員にあつ ては、その子の当該会 計年度任用職員以外の

別表第 6 (第 11 条関係)

区分	事由	期間
産前休暇	6 週間(多胎妊娠 の場合にあつて は、14 週間)以 内に出産する予 定である女子の 会計年度任用職 員が申し出た場 合	出産の日までの申し出 た期間
産後休暇	女子の会計年度 任用職員が出産 した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで の期間(産後 6 週間を 経過した女子の会計年 度任用職員が就業を申 し出した場合において医 師が支障がないと認め た業務に就く期間を除 く。)
保育時間	生後 1 年に達しない子(勤務時 間条例第 9 条第 1 項において子に 含まれるものと	1 日 2 回それぞれ 30 分 以内の期間(男子の会 計年度任用職員にあつ ては、その子の当該会 計年度任用職員以外の

	<p>要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>		<p>される者を含む。以下この項、子の看護の項、短期介護の項及び骨髄ドナーの項において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>子の看護</p>	<p>小学校就学の始期に達するまで（その養育する小学校の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（総務部</p>	<p>一の年度において5日期に達するまでの子が2人以上の場合（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員に</p>	<p>子の看護</p>	<p>小学校就学の始期に達するまで（その養育する小学校の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（総務部</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合）にあっては、10日（勤務日ご</p>

		<p>長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるその子の世話をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>あつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長が別に定める時間の範囲内の期間</p>
短期介護	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の総務部長の定める世話をいう会計年度任用職員(総務部長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長の定める時間の範囲内の期間</p>	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の総務部長の定める世話をいう会計年度任用職員(総務部長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父</p>
		<p>長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるその子の世話をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長が別に定める時間の範囲内の期間</p>
短期介護	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の総務部長の定める世話をいう会計年度任用職員(総務部長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長の定める時間の範囲内の期間</p>	<p>次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の総務部長の定める世話をいう会計年度任用職員(総務部長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父</p>

				母、子及び配偶者の父母	
	ロ・ハ (略)			ロ・ハ (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 1 月 6 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
桑名郡木曾岬町新輪及び同町源緑輪中

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 11 月 29 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市桜台一丁目、同市大字塩浜及び同市楠町北五味塚

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和 3～6 年度 三重県保健環境研究所清掃業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。
ただし、契約の履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県四日市市桜町 3684 番 11 地内

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号、及び第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けていること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の技術者として選任できること。
- カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績）があること。
- キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年1月12日（水）10時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(4)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。（(2)及び(3)にあっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出してください。）

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調査に基づき技術提案書作成要領を参照のうえ作成してください。
- (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。

- (3) 原稿サイズはA4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 200 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
 - (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けず、ホッチキス止めもしないでください。）。
 - (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
 - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ ビルクリーニング技能士
 - ウ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置予定清掃従業員の平均経験年数は、技術提案書に記載された配置予定清掃従業員の平均経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程により実施します。
 - (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。
 - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後、無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法について
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格を下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）

(2) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、14 に掲げる所属に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続きにおいて、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続きの停止等を行うことがあります。

(12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(13) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

12 期間の設定

(1) 質疑等の提出締切日時

令和 4 年 1 月 5 日（水）10 時までに、本システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入

札参加者にあつては、提出締切日時までに、14 に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、令和4年1月7日（金）までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和4年1月12日（水）10時までに本システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、令和4年1月28日（金）までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格結果通知日の翌日から令和4年2月7日（月）15時までに、14 に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「三重県保健環境研究所清掃業務委託 技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時等

ア 日程は令和4年2月16日（水）の予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和4年2月28日（月）10時までに、本システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合）別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和4年2月21日（月）から同月28日（月）10時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

（指定する郵便局）

三重県四日市市智積町 6227 四日市西郵便局

（封筒宛名等記載例）

送付先：512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先：四日市西郵便局留め

受取人：三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課

案件名：三重県保健環境研究所清掃業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和4年2月28日（月）11時00分

場所 14 に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、事前に14 に掲げる所属へ連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和4年3月2日（水）15時までに4(2)から(4)までの書類を14 に掲げる所属

へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 担当 鈴木

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, February 28, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 21, 2022 and 10:00 A.M. on Monday, February 28, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Monday, February 28, 2022.

(4) Managing Authority:

Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 \leq 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者としてします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、各審査員が採点した値の平均値の小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者としてします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1.2 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」240 点の計 440 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	144	28
		履行体制及び品質保証取組		88
		苦情処理		7
		検査体制		14
		顧客満足度向上への取組		7
	企業要件	契約実績	48	20
		従業員の雇用		10
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献度		8
全般	業務の取組姿勢	48	48	
合 計			440	440

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）2,584,000 kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）0 時から令和 5 年 3 月 31 日（金）24 時まで

(4) 納入場所

三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であること。

オ 小売電気事業者にあつては供給実績があること。（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子入札システム（以下、「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年1月26日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあつては本システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を有する事業者であることを証明する書類

なお、新たに令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

(5) 小売電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 利根

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 4 年 2 月 9 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 4 年 2 月 2 日（水）17 時までには通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知日から令和 4 年 2 月 9 日（水）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 4 年 2 月 9 日（水）14 時

なお、入札書は令和 4 年 2 月 2 日（水）から同月 9 日（水）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山 3 丁目 11-14

宛 先 津市城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センターで使用する電気入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 4 年 2 月 9 日（水）14 時 30 分

場所 三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜であっても、既に消費税及び地方消費税が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とし

ます。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (Approx. 2,584,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

- (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Friday, April 1, 2022 to 12:00 P.M. on Friday, March 31, 2023

- (3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

- (4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, February 9, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office

Between Wednesday, February 2, 2022 and 2:00 P.M. on Wednesday, February 9, 2022.

- (5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Wednesday, February 9, 2022.

- (6) Managing Authority :

Mie Prefectural Mental Medical Center

1-12-1, Shiroyama, Tsu city, Mie Prefecture, 514-0818 Japan

TEL:059-235-2125

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 3～6 年度 三重県立一志病院清掃洗濯業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。ただし、契約の履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市白山町南家城 616 番地 三重県立一志病院

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、三重県病院事業庁関係物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

カ 過去 5 年間に、80 床以上の規模を有する病院において、清掃業務を 1 年以上継続して誠実に履行した実績があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 4 年 1 月 17 日（月）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 13 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
 - (4) 2(2)エに基づく業務責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務に3年以上の実務経験を有するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）
 - (5) 2(2)エに適合していることを証明する書類一式で(4)以外のもの。ただし、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し
 - (6) 2(2)オに掲げる登録証の写し
 - (7) 2(2)カを証明する書類
 - (8) 2(2)キが確認できる書類
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
 - (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
 - (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね100ページまでとしてください。
また、フラットファイル等で製本してください（製本テープ等で留めないでください。）。)
 - (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。)
 - (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
 - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。
なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
 - (7) 技術提案書提出時に配置される業務関係者は、原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
 - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
ア 建築物環境衛生管理技術者
イ 病院清掃受託責任者
ウ ビルクリーニング技能士
エ 清掃作業監督者
 - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 入札方法及び落札者の決定方法について
- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
 - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
 - (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 7 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
 - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し

低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、13 に記載する所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 その他

(1) 当該入札に疑義（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、11(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、入札説明書（仕様書）等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書（仕様書）等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規程に規定するところによります。

(7) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(8) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

(9) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者になった場合は、本入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(10) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件入札手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

- (11) 申請書又は提出資料に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (13) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

11 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和 4 年 1 月 7 日（金）17 時まで、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、13 に記載する所属へ書面（FAX 可）により質疑申請を行ってください。ただし、FAX にとっては、事前に電話にて連絡をお願いします。

全ての質疑への回答は、令和 4 年 1 月 12 日（水）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請及び結果通知の締切日時

令和 4 年 1 月 17 日（月）15 時まで、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式（その 1））を、13 に記載する所属へ持参又は郵送により提出してください。

結果通知は、令和 4 年 1 月 24 日（月）17 時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法

ア 日時 参加資格の結果通知日の翌日から令和 4 年 1 月 31 日（月）15 時まで（必着）

イ 場所 13 に記載する所属

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、13 に記載する所属と持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の宛名面に「三重県立一志病院清掃洗濯業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 入札書提出の締切日時及び場所

令和 4 年 2 月 10 日（木）17 時まで、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規程第 131 条の規定により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合）別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、13 に記載する所属が指定する次の郵便局へ令和 4 年 2 月 4 日（金）から同月 10 日（木）17 時までの間に到達するよう、「局留郵便」として提出してください。

【指定する郵便局及び封筒宛先名等記載例】

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号：515-3133

指定する郵便局の住所：三重県津市白山町南家城 1443-3

指定する郵便局（宛先）：家城郵便局留め

受取人：三重県立一志病院運営調整部総務課

案件名：三重県立一志病院清掃洗濯業務委託 入札書在中

(5) 開札の日時及び場所

日時 令和4年2月14日（月）13時30分

場所 13に記載する所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、13に記載する所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和4年2月16日（水）15時までに、4(2)から4(8)までの書類を13に記載する所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

12 電子調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784

13 入札及び契約に関する事務を担当する所属

〒515-3133 三重県津市白山町南家城616番地

三重県立一志病院運営調整部総務課 担当 實義、今川

電話 059-262-0600 F A X 059-262-3264

14 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning and Laundry Services for Ichishi Prefectural Hospital

(2) Application to Participate in Open Bidding

Please send applications to participate in the open bidding to the managing authority via registered mail or parcel post by 3:00 P.M. on Monday, January 17, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30 P.M. on Monday, February 14, 2022.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Thursday, February 10, 2022.

(4) Managing Authority:

Management Adjustment Department, Mie Prefectural Ichishi Hospital

616 Minami-iekki, Hakusan-cho, Tsu City, Mie, 515-3133 Japan

c/o Miyoshi or Imagawa

Tel:059-262-0600

別記 落札者決定基準

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 = $200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に掲げる要件に基づき提案内容を審査し、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切り捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1 : 1.2 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」240 点の計 440 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	144	32
		履行体制及び品質保証取組		81
		苦情処理		5
		検査体制		14
		顧客満足度向上への取組		12
	企業要件	契約実績	72	30
		従業員の雇用		15
		次世代育成支援活動		15
		地域社会貢献活動		12
	全般	業務の取組姿勢	24	24
小 計		240	240	

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1	物品等の名称及び数量	三重県地方卸売市場冷蔵施設防熱扉更新
2	担 当 部 局	津市広明町 13 番地 三重県農林水産部農産物安全・流通課
3	落 札 者 決 定 日	令和 3 年 12 月 16 日
4	落 札 者	三重県四日市市浜田町 3 番 12 号 三菱電機ビルテクノサービス株式会社中部支社三重支店 支店長 松枝 俊明
5	落 札 金 額	入札価格 39,800,000 円 契約金額 43,780,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 3 年 10 月 29 日

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 12 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	県営住宅管理システム（第四期）再構築（移行改修）・賃貸借及び運用保守業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市広明町 13 番地 三重県県土整備部住宅政策課
3	契約の相手方を決定した日	令和 3 年 11 月 18 日
4	契 約 の 相 手 方	三重県松阪市石津町字地藏裏 353 番地 1 株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 宮原 義隆
5	契 約 金 額	55,979,000 円（うち消費税及び地方消費税 5,089,000 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当

発 行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>